

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 天馬株式会社

【英訳名】 TENMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 咲 雄 司

【本店の所在の場所】 東京都北区赤羽一丁目63番6号

【電話番号】 03(3598)5511 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 坂 井 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都北区赤羽一丁目63番6号

【電話番号】 03(3598)5511 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 坂 井 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
天馬株式会社 野田工場
(千葉県野田市尾崎2345番地)
天馬株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島5丁目11番10号 (第3中島ビル))
天馬株式会社 名古屋営業所
(名古屋市中区栄一丁目13番2号 (愛織第2ビル))

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第67回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設、責任限定契約の対象を拡大する所要の変更、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定員を7名から9名以内に変更、その他、上記変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、金田保一、藤咲雄司、堀 隆義、藤野兼人、井上 淳、尾身 昇及び司 久を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、佐々木博茂、片岡義正、川島弘明及び藤本潤一を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に設定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内に設定する。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役佐々木博茂、片岡義正、永山健一郎及び川島弘明に対し、当社所定の基準に定める範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	179,663	1,865	19	98.93	可決
第2号議案	172,390	9,138	19	94.93	可決
第3号議案					
金田保一	156,543	24,985	19	86.20	可決
藤咲雄司	160,526	21,002	19	88.39	可決
堀隆義	160,888	20,640	19	88.59	可決
藤野兼人	160,916	20,612	19	88.61	可決
井上淳	160,910	20,618	19	88.61	可決
尾身昇	160,864	20,664	19	88.58	可決
司久	157,350	24,178	19	86.65	可決
第4号議案					
佐々木博茂	168,243	13,285	19	92.64	可決
片岡義正	179,061	2,467	19	98.60	可決
川島弘明	180,825	703	19	99.57	可決
藤本潤一	180,867	661	19	99.59	可決
第5号議案	181,396	132	19	99.89	可決
第6号議案	181,403	125	19	99.89	可決
第7号議案	116,962	64,569	19	64.40	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上